平成22年度 人事行政の運営状況を公表

平成22年度における町の人事行政の運営状況について、お知らせします。

これは、住民の皆さんに町職員の任用や競争試験、勤務時間その他勤務条件などの情報を正しく知っていただくために公表するものです。

職員の任免・競争試験

職員の任免状況は、表1のとおりです。職員の採用は、競争試験を実施して行われます。22年度は、退職や欠員補充などを考慮し、11人を採用しました。昇任などは勤務成績の評定などを参考にし、内部に設置される任用・懲戒審査委員会での選考に基づいて決定されます。22年度は23人の昇任を行いました。内訳は、部長級1人、課長級4人、主幹級7人、副主幹級11人となっています。

一方、職員の退職の内訳は、60歳到達による定年退職1人、早期勧奨退職10人、自己都合による退職が4人、その他退職2人でした。

また、表2のとおり事務職（大卒・高短卒）、技術職、消防職、幼稚園教諭の採用試験（平成23年度採用分）を実施しました。合格者は事務職大卒7人、高短卒3人、技術職1人、消防職1人、幼稚園教諭1人で受験者数に対する競争倍率は、平均9・4倍となっています。

一般職の職員数は、本年4月1日現在257人となり、昨年度に比べ2人の減となりました。

勤務時間・休暇など

職員の勤務時間および休日の状況は、表3のとおりです。ただし、消防本部や図書館など本庁以外の勤務場所では、これとは異なる勤務形態の場合があります。

職員が取得することができる休暇などは、表4のとおりです。22年中の年次休暇の取得実績は、職員1人当たり平均9・2日でした。病気休暇は原因や症状ごとに取得日数が決められており、医師の診断に基づき取得することができます。

主な特別休暇は、表4に掲げるとおりです。介護休暇および育児休業は、仕事と家庭を両立するための法律の要請に基づいて制度化されたものです。22年中の育児休業取得者は2人、介護休暇取得者は1人でした。

分限・懲戒処分

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。一方、懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分です。

分限および懲戒処分の具体的な内容は、表5のとおりです。昨年度分限・懲戒処分を行った事案はありませんでした。

服務義務

職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で専念しなければなりません。そのため、職員にはさまざまな義務が課せられています。

特に秘密を守る義務や争議行為の禁止規定に違反した場合は、懲役や罰金刑に処せられ、その他の服務義務に違反した場合でも懲戒処分の対象となります。22年度服務義務違反により処罰された事件はありませんでした。

職員研修および勤務成績の評定

高度化、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、毎年度職員研修計画を策定し、勤務能率の発揮および増進に努めています。昨年度の研修受講者数は、延べ777人で、研修の内訳と受講者数は、表6のとおりです。

また、職員の勤務の成績を正しく評価し、その結果に基づいて身分の取扱いを決定するため、職員一人ひとりの勤務成績を評定しています。

勤務評定は全職員を対象に実施します。この評定結果に基づき、昇任などの判断がされます。

福利厚生制度

職員の保健その他厚生に関して適用されている共済制度は、地方公務員等共済組合法によって兵庫県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

また、職員は（財）兵庫県市町職員互助会へ加入し、福利厚生の充実を図っており、この制度の主な内容は、表7のとおりです。

公務災害補償

職員が公務中あるいは通勤途上で死亡し、または負傷や疾病により障害を負った場合などは、地方公務員災害補償法に基づきその補償を受けることができます。22年度公務災害に認定された件数は1件で、公務中の負傷のため療養補償が行われました。

措置要求・不服申立て

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して申立てをすることができます。

公平委員会とは、これらの要求や処分が適当であるか審査し、必要な場合は勧告・指示することができる独立した機関です。22年度公平委員会に対する勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。

以上のほか、職員数の詳細や給与に関する公表は、昨年12月15日号の町広報に掲載しておりますのでご参照ください。また、本年の給与の公表は、本年12月15日号に掲載する予定です。

問い合わせは、総務課（☎766・8708）へ。

【表1】　職員の任免状況　（単位：人）

区分	任用				退職		
	採用	昇任	降任	転任	定年	勧奨	自己都合その他
行政職	8	19			1	10	2
消防職	1	3					2
保健師	2						1
幼稚園教諭		1					
技能労務職							1
計	11	23			1	10	6

【表2】　職員の競争試験の状況（単位：人、倍）

区分		申込者数	受験者数	合格者数	倍率
事務職	大卒	76	64	7	9.1
	高・短卒	18	17	3	5.7
技術職		7	6	1	6.0
消防職		32	30	1	30.0
幼稚園教諭		5	5	1	5.0
計		138	122	13	9.4

【表3】　勤務時間および休日

区分	内容
勤務時間	○勤務時間　1週間当たり38時間45分、午前8時45分～午後0時、午後1時～午後5時30分
週休日および休日	○週休日　土曜日、日曜日 ○休日　国民の祝日、12月29日～1月3日

【表4】　休暇等

区分	内容
年次有給休暇	○1暦年ごとに20日とし、次年に限り20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる
病気休暇	○公務上の負傷または疾病、通勤上の負傷または疾病　必要な期間 ○結核性疾患または精神障害　2年の範囲内 ○その他の負傷又は疾病　120日の範囲内
特別休暇	○夏季休暇　5日 ○産前休暇　出産予定日の8週間前の日から出産の日までの期間 ○産後休暇　出産の翌日から8週間を経過する日までの期間 ○親族の死亡　配偶者、父母、子＝10日、祖父母＝5日、その他＝規則に定める範囲内の期間 ○その他規則に定める休暇がある
介護休暇	○配偶者、父母、子、配偶者の父母などで負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合 ○連続する2週間以上6カ月以下で必要な期間
育児休業	○子が3歳に達する日までの期間

【表5】　分限および懲戒処分

区分	種類	内容
分限処分	降任免職	○勤務成績が良くないとき ○心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき ○上記のほか、その職に必要な適格性を欠くとき ○廃職または過員を生じたとき
	休職	○心身の故障のため、長期の休養を要するとき ○刑事事件に関し起訴されたとき
懲戒処分	戒告 減給 停職 免職	○地方公務員法などまたはこれに基づく条例、規則、規程に違反したとき ○職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき ○全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあったとき

【表6】　職員研修の実施状況　（単位：人）

区分	受講延べ人数	主たる内容
基本研修	41	新任職員研修、係長役割認識研修、中堅職員ブラッシュアップ研修、監督職研修、管理職研修
特別研修	656	人権研修、接遇研修、評価制度研修、メンタルヘルス研修、e-ラーニング研修、ＯＪＴ指導者養成研修など
派遣研修	39	行政法研修、民法研修、政策法務研修、財政運営研修、住民行政事務研修など
OA研修	20	文書作成、表計算、プレゼンテーションに伴うパソコン技能の向上研修、情報セキュリティ研修
海外派遣研修	1	オーストラリア・バララット市において子育て支援政策、行政システムなどの研修
町政調査研修	20	都市近郊における里山整備について、魅力・創造プロジェクト事業視察、里山・清流プロジェクト事業視察、学校グラウンド芝生化の概要について、広域消防事務組合の設立に向けてなど
計	777	

【表7】　福利厚生制度の状況

区分	内容
共済組合	**短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付** ○保険給付＝療養給付、入院時食事療養費、特定療養費、高額医療費など ○休業給付＝傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など ○災害給付＝弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金 **長期給付＝老後の経済生活を支援するための給付** ○退職共済年金＝組合員期間が1カ月以上ある場合、一定条件を満たすことにより65歳から支給（65歳未満で受給できる特例あり）　○障害共済年金・一時金＝組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったとき支給　○遺族共済年金＝組合員または組合員であった者が死亡したとき遺族に支給 **福祉事業＝保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業** ○保健事業＝健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など　○宿泊事業＝共済組合直営施設の利用助成　○貯金事業＝普通貯金の受入れ　○貸付事業＝普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など
互助会	◎給付事業＝入院見舞金、家族医療費補助金、弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金、結婚祝金、入学祝品、生涯学習通信講座助成金など

平成22年度下半期 財政事情を公表

平成23年3月31日現在における住民のみなさんが納めた税金や、国、県からの補助金などがどのように使われたかをお知らせするものです。

支出の状況

町の会計は、基本的な経費を扱う一般会計と、特定の事業を行うための経費を扱う特別会計から成り立っています。平成23年3月末日現在における収支は、国民健康保険特別会計で6196万円の赤字となっていますが、全体では7億930万円の黒字となっています（表1）。

収入面では、景気低迷の影響から、前年同月比で町税の1億6737万円の減や譲与税・交付金でも771万円の減となっていますが、地方交付税が2億8783万円の増、新名神高速道路に係る町有地売却額2億9075万円などにより、4億652万円の増となっています（表2）。

支出面では、一般会計の25・2％を占める民生費が、子ども手当や認定こども園施設改修補助などにより2億9078万円の増となっています（表3）。

5月末日までの出納整理期間経過後に平成22年度の収支が確定します。

町債・基金の現在高

町債は国や銀行などからの借入金で、基金は特定の目的に使うための貯金です。それぞれの現在高は、町債が72億1944万円、基金が58億1019万円（図1）となっています。町債は減少していますが、基金は町有地売却額2億9075万円を積立てたため、4億7782万円増加しています。また、一会計年度内において、現金が不足した場合に借り入れる一時借入金は行いませんでした。

町有財産の状況

町が保有する財産のうち、土地は182万9336㎡、建物は延床面積で10万2822㎡となっています。その他、出資・出捐金が1億4270万円、車両については104台となっています。

問い合わせは、企画財政課（☎766・8711）へ。

表1　平成22年度　一般会計・特別会計歳入歳出予算の執行状況　（単位：万円）

会計区分		現計予算額	収入済額	支出済額	収支の差引
一般会計		96億8,670万	91億2,068万	85億1,220万	6億848万
特別会計	国民健康保険	26億3,203万	23億9,091万	24億5,287万	△6,196万
	介護保険	15億8,564万	15億944万	14億3,146万	7,798万
	後期高齢者医療保険	4億5,841万	4億4,427万	3億7,751万	6,676万
	老人保健	82万	77万	77万	0
	農業共済	3,833万	3,247万	1,660万	1,587万
	奨学金	409万	441万	224万	217万
	特別会計小計	47億1,932万	43億8,227万	42億8,145万	1億82万
合　計		144億602万	135億295万	127億9,365万	7億930万

表2　一般会計歳入の収入状況　（単位：万円）

歳入区分	現計予算	収入済額	収入割合
町税	37 億 5,561 万	35 億 2,454 万	93.8%
地方交付税	20 億 3,991 万	21 億 2,521 万	104.2%
国・県支出金	15 億 279 万	11 億 4,836 万	76.4%
町債	6 億 8,140 万	6 億 8,140 万	100.0%
譲与税・交付金	5 億 6,012 万	5 億 6,752 万	101.3%
財産収入	3 億 4,944 万	3 億 5,066 万	100.3%
繰越金	3 億 2,394 万	3 億 2,394 万	100.0%
使用料及び手数料	1 億 8,433 万	1 億 7,702 万	96.0%
その他	2 億 8,916 万	2 億 2,203 万	76.8%
合　計	96 億 8,670 万	91 億 2,068 万	94.2%

表3　一般会計歳出の執行状況　（単位：万円）

歳出区分	現計予算額	支出済額	支出割合
民生費	24億7,818万	21億4,744万	86.7%
教育費	15億7,341万	13億3,027万	84.5%
総務費	13億9,439万	11億7,483万	84.3%
公債費	11億1,673万	11億1,585万	99.9%
衛生費	10億6,437万	9億765万	85.3%
土木費	8億1,984万	7億2,964万	89.0%
その他	12億3,978万	11億652万	89.3%
合計	96億8,670万円	85億1,220万	87.9%

図1　町債及び基金残高　（単位:億円）

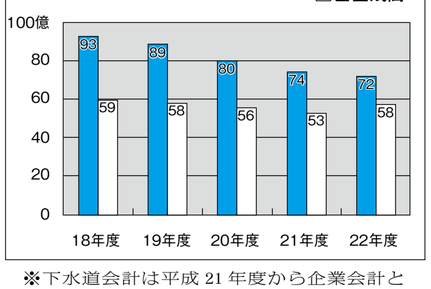

※下水道会計は平成21年度から企業会計となりましたが、平成21年度と同じ会計で比較できるように、20年度以前も下水道会計を除いています。

ほたるの夕べを開催

初夏さわやかな夕べ、ふるさと館および野外ステージを中心として「ほたるの夕べ」を開催します。

会場周辺には駐車場がありませんので、文化体育館駐車場をご利用ください。

なお、当日は能勢電鉄日生中央駅から文化体育館駐車場を経由し、ふるさと館行きの臨時直行バス（有料）を、午後4時から同6時30分までの間随時運行します。参加費は無料。

問い合わせは、生涯学習課（☎767・2600）、当日の午前9時以降は、テレフォンサービス（☎0180・997・170）または、ふるさと館（☎768・0389）へ。

ほたるの学習会

▼**とき**　6月11日（土）午後4時30分～同5時30分（要事前申込）
▼**ところ**　同館催し会場
▼**内容**　ほたるの生態をクイズをまじえながら親子で楽しく学びます
▼**申込**　同6日までに同課

ミニコンサート

▼**とき**　同日午後6時～同7時30分
▼**ところ**　同館野外ステージ
▼**出演**　六瀬中学校吹奏楽部、バラード（ギター・フルート）
▼**曲目**　宮崎駿アニメ・メドレー、星に願いを他

猪名川源流太鼓のメンバーを募集

猪名川源流太鼓は、「太鼓でふるさとづくり」をめざし、町内外の各種イベントに多数出演しています。

和太鼓の好きな人、やってみたい人、一緒に和太鼓を演奏してみませんか。

▶**対象**　町内在住・在勤・在学の18歳以上の人（経験不問）
▶**練習日時・場所**　毎週水・金曜日午後7時～同10時、社会福祉会館、見学可
▶**応募方法**　はがき（〒666―0292住所記入不要）・FAX766―7725）・Eメール（sangyo@town.inagawa.lg.jp）のいずれかに住所・氏名・電話番号を記入し観光協会事務局へ応募
▶**問合せ**　同事務局（産業観光課内☎766―8709）

平和記念式典への参加者募集

▲原爆ドーム（写真右）と原爆の子の像

町では平和事業の一環として昨年度まで平和バスを運行していましたが、本年度から町の代表として2人を募集し、平和記念式典に参加します。

▼**目的**　町平和事業として、広島市で開催される原爆死没者慰霊式並びに平和記念式典に若人を中心に参加し、平和の尊さや命の大切さについて学ぶとともに、平和意識、人権意識等の醸成を図ります
▼**募集対象**　町内在住・在勤の中学生以上の人
▼**募集人数**　2人（事務局職員随行）
▼**参加費**　無料
▼**主な行程**　【8月5日】午後1時頃猪名川町役場出発→新大阪駅→広島駅→見学・自由時間→ホテル泊【8月6日】平和記念式典参列→平和記念（原爆）資料館等見学→広島駅→新大阪駅→午後4時頃猪名川町役場帰着
▼**応募方法**　6月20日までに応募動機を400字程度にまとめ、名前、住所、年齢、電話番号、学生は学校名を記入して人権推進室へ提出（任意様式、郵送〒666・0225木津字上山23木津総合会館内、ファックス768・0468、メールinagawa-jinken@town.inagawa.lg.jp）
▼**選考**　7月上旬頃に書類選考し、結果は直接応募者に通知します
▼**その他**　参加者は後日感想文を提出し、町広報紙などに掲載します
▼**問合せ**　同推進室（☎768・0217）

はい！ポーズ

住野　颯来（すみの　そら）くん
1歳5カ月（若葉）

とても元気でわんぱくなそらくん♥お兄ちゃんといつまでも仲良く助けあっていってね！

森田　千穂（もりた　ちほ）ちゃん
1歳5カ月（西畑）

たくさんの人に見守られてここまで大きくなりました。これからもいっぱい遊ぼうね。